

女性の日々(その二)

「ばあ」の部

三世代目の「ばあ」は、「酸いも、甘いも」分った年齢で、夫々の家庭での重鎮であった。

中堅の「かあ」を助けて、簡単な野良仕事や孫や息子たちの、教育に専念したし、その家の美風も「ばあ」の生き様で作られたように思う。

先祖を守る

檀家制度を守る(檀家制度の歴史)

江戸時代以降寺院が檀家制度を独占する条件に、寺と檀家の間に取り結んだ関係を檀家制度というが、江戸幕府のキリスト弾圧政策に寺院が手を貸した事から始まった。

寛永十二年(一六三五)

全国的には島原の乱が終結し、幕府が全国の寺院に対し、キリシタンでない者には住職がその身分を保証する「寺請証文」を提出するように命じた。

万治二年(一六五九)、寛文二年(一六六二)

キリシタン改めの役割を檀家寺の責任とし、その権限を更に強化した。

寛文五年(一六六四)

天領での各村単位の宗門人別帳作成の折には檀那寺が個人毎に、請け判をする事になり、寺は書き上げを領主に出す事が義務つけられた。

貞享四年(一六八七)

「キリシタン類属戸籍帳」の提出で、キリシタンの親類の監視も檀那寺の義務となった。

またこの年檀那寺の参詣、父母の忌日の法要、寺への付け届けなどが明記された。

これらの行為の拒否は、キリシタンのレッテルを貼られる事を意味した。

元禄十三年(一七〇〇)

寺は「宗門檀那請合掟」を作成し、寺への常時参拝を強要した。

その為に『過去帳』が作成されたのも、この時分からである。

これは、庶民の寺からの離脱を禁じたことになり、当然、庶民が寺を選択する自由が無い事にもなる。

つまり、江戸時代の檀家制度は完全に人身を支配した制度であり、寺にとっても経営を支える組織として磐石のものが出来た事になる。